

＜取組内容＞

オフピーク通勤の実施 ★

集中取組期間中は、原則大会時と同程度の規模を想定して、時差出勤やテレワーク等を実施（さらに最重点取組として「都庁完全オフピーク」（8時から10時まで交通機関を利用しない）、「出勤者の徹底抑制」、「全員テレワーク」を実施）

備品やコピー用紙等の納品時期の変更

本庁や出先事業所において、集中取組期間①②中に、前に事務用品・コピー用紙を納品しない

コピー用紙・ごみの削減 ★

ペーパーレス化の推進、古紙等ごみの搬出前・後倒し、粗大ごみ回収時期の変更等により、ごみを削減（大会時の目標：ごみ削減約40%）

都庁発注工事の調整

施工中の道路、上下水道等の約6割の工事において、工事車両の現場出入り時間の調整や、休工日の変更等を実施

庁有車利用の抑制

本庁や出先事業所で利用を控え、利用が必要な場合も高速道路等の利用を控える

★ 本庁のみ実施

＜実績＞

※集中取組期間①②の実績

- 都庁完全オフピーク
時差出勤、テレワーク等により各取組日で本庁職員*のほぼ全員（約8,600人/日）が実施
- 出勤者の徹底抑制
本庁職員*の3分の1程度に抑制
- 全員テレワーク
端末配備済みの本庁職員*延べ約13,900人が実施
（テレワーク・デイズ期間全体では、延べ約14,900人が実施）

* 窓口業務、警備、2020大会関連イベント業務、育児・介護等で実施困難な職員を除く

昨年7,8月と比較して納品回数を約50%削減
約1,900回 ⇒ （今夏）約920回

昨年7,8月と比較して本庁のごみ総量を約25%削減

期間中に施工中の約6割の工事で取組を実施（工事車両の通行の際に関係者輸送ルートを避けて通行した、工事作業員を一度会社を集めて、会社から相乗りで現場に移動した 等）

昨年7,8月と比較して庁有車利用を2%抑制
（本庁 約40%削減）

今夏における3つの最重点取組（オフピーク通勤関連）

- ◆今夏は2020大会本番を想定し、特に、人の流れを大きく変えるため、以下の3つの最重点取組を実施
- ◆実施後は、十分に検証を行い、大会本番に向けて万全の準備を進める

1 都庁完全オフピークの実施

<取組内容>

- **本庁職員※は8時から10時までの混雑時には交通機関を利用しない（出勤・出張しない）**

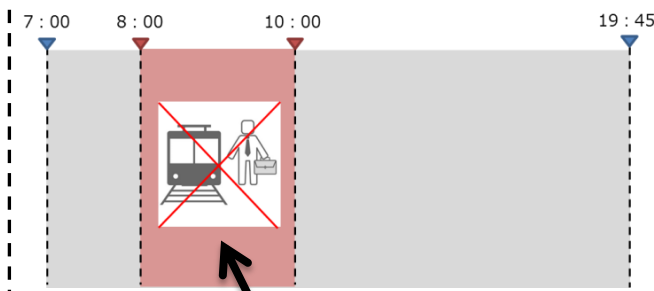
・時差出勤、テレワーク(在宅勤務)、休暇取得を積極的に奨励

<実施時期>

- チャレンジウィーク（7/22～26）

※ 窓口業務、警備、2020大会関連イベント業務、育児・介護等で実施困難な職員を除く

(オフピークのイメージ)



出勤や出張等により職員が移動しない時間帯

2 出勤者の徹底抑制

<取組内容>

- 集中取組期間中、原則**毎週、本庁出勤者※を3分の1程度にする日を設定**

・大会時に想定以上の交通混雑が発生した場合の機動的な対応策としても活用 ⇒ テレワークの積極的な活用

<実施時期>

- 7/24・26、8/2・23

※ 窓口業務、警備、2020大会関連イベント業務、育児・介護等で実施困難な職員を除く

(最重点取組)

日	月	火	水	木	金	土
7/21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	8/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

3 全員がテレワークを実施

<取組内容>

- **約2,800人の端末配備済みの本庁職員全員※が週1回以上実施**

・各局等が主体的に計画を立て実施

- **約2,800人の端末配備済みの本庁職員全員※が一斉に実施する日を設定**

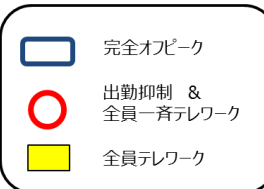
・7/24・26、8/2・23に実施

<実施時期>

- 集中取組期間（7/22～8/2、8/19～30）

※ 窓口業務、警備、2020大会関連イベント業務、育児・介護等で実施困難な職員を除く

延べ14,000人以上の
実施を目指す



<集中取組期間>

① 7/22～8/2

② 8/19～8/30

<チャレンジウィーク>

7/22～7/26



1. 目的

- ① 路上工事によるボトルネック化回避(大会関係地域等)② 工事から発生する車両数の削減(都内全域)

2. 都庁発注工事の基本的な考え方【別紙①】

- その年に必要な工事を着実に実施することを前提

3. 工事調整の手法

- (A) 工事発注時期の調整 (B) 工事の一時休止
- (C) 工事車両の出入り調整
 - ・朝夕ピーク時間、競技会場周辺は競技前3時間から競技後1~2時間※を避ける(※ 新国立競技場、東京スタジアムは競技後2時間まで)
 - ・資材の搬入前倒し、廃材等の集約による搬出回数削減 等
- (D) 工事を夜間に実施・振替
- (E) 混雑回避(高速道路や大会関係地域①を通行しない等)

4. 対象期間

- ① 日中の路上工事を避け、車両数を削減 計35日間
- ② 路上工事以外の施設工事等で車両数を削減 計25日間

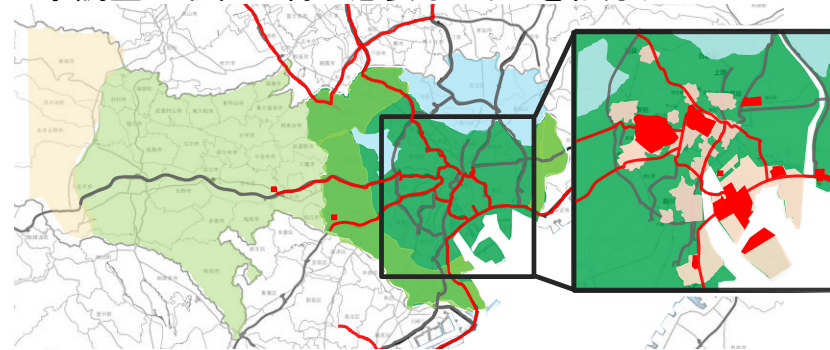
日	月	火	水	木	金	土
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24 オリ開会式	7/25
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
8/9 オリ開会式	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25 パラ開会式	8/26	8/27	8/28	8/29
8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6 パラ開会式	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12

5. 対象工事

- 都庁各局発注工事(各局事業に伴う委託工事等も含む)
- ※ 緊急対応工事や沿道建物へのライフライン供給工事、路面清掃等は対象外

6. 対象地域と取組

- 対象地域における工事調整の取組をきめ細かく設定
- 工事調整の取組が特に必要なエリアを細分化



	多摩地域 (圏央道外)	多摩地域 (圏央道内)	区部 (会場/ORN等がない区内)	区部 (会場・ORN等がある区内／環7外側)	区部 (会場・ORN等がある区内／環7内側)	大会関係地域② ・重点取組16地区(大会関係地域①を除く)	大会関係地域① ・ORN/PRN ・観客輸送ルート ・競技会場周辺(通行規制道路・迂回道路、迂回道路内)	
路上工事	E 混雑回避 (25日間)		道路工事(都道等)	①日中の路上工事を避け、車両数を削減(35日間)				※競技日程・時間によって、夜間施工時間を調整
				A 発注時期調整 C 工事車両 D 夜間振替 E 混雑回避	A 発注時期調整 B 一時休止 C 工事車両 D 夜間振替 E 混雑回避	A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間振替	A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間振替※	
				②車両数を削減(25日間)				
企業者 路上工事 (水道、下水道等)			公共工事 (路上工事以外の施設工事等)					

7. 今後の対応、その他工事調整の取組【別紙②】

- 都庁各局工事で取組方針(2019.10版)に沿って対応
- 建設発生土の受入を調整
- 工事関係事業者へ広く工事調整の協力を依頼
- 事業者へ路上工事の抑制を依頼(大会関係地域①)

都庁発注工事の調整に関する基本的な考え方

◆工事発注の考え方

- その年に必要な工事を着実に実施することを前提
- 平準化に努め、発注時期を適切に調整
(2020年度の工事は、年度当初の4月に年間発注計画を公表)
- 交通への影響を抑えるために、発注方法等を工夫

【取組例】

- ・大会期間が準備期間、工場製作期間となるような発注
- ・大会関係地域とその他エリアを組み合わせ発注
- ・単価契約等の小規模工事は、期間中は大会関係地域以外で施工 等

◆具体の工事調整の取組の検討

＜既発注工事＞

- 発注者と受注者で早期に協議を開始し、大会輸送影響度マップや競技スケジュール等を踏まえ、施工計画を変更

＜新規発注工事＞

- 発注時に工事調整の取組を特記仕様書で明示
- 工事契約後、発注者と受注者との協議の上、車両削減等に向けた具体的な取組内容を決定し、施工計画に反映

【取組例】

(A) 工事発注時期の調整

- ・発注の前倒し・後倒し

(B) 工事の一時休止

- ・現場休工期・夏季休暇期間を大会期間中へ変更

(C) 工事車両出入り調整

- ・車両の出入り時間の早朝・夜間等への振替
- ・資材等の搬入を大会前に前倒し、期間中の搬入回数を削減
- ・廃材等を集約し、期間中の搬出回数を削減
- ・工事関係者の通勤を車から公共交通へ変更 等

(D) 工事を夜間に振替

- ・地先状況等も勘案したうえで実施を検討

(E) 混雑回避

- ・工事車両の移動の際に、首都高速道路やORN・競技会場周辺を避ける

◆工事調整に係る経費・工期設定

- 大会に起因した工事調整に係る経費・工期は適切に見積もる
- 必要な経費の積算・工期の設定は、原則、既存の積算基準や設計変更ガイドライン等に基づき対応

＜既発注工事＞

- ・ 契約約款に基づき、設計変更で適切に対応

＜新規発注工事＞

- ・ 発注時に工期等を適正に設定し、必要な経費は適切に積算、条件が変更となった場合は、設計変更等で適切に対応

【必要な経費例】

- ・一時休止等に伴う保安措置などの現場管理費
- ・工事の夜間への振替に伴う、労務費などの変更
- ・発生土処分先の変更に伴う運搬費・処分費の変更

◆交通誘導員の確保に向けた調整

- 大会中の工事に係る交通誘導員の確保が困難な場合は、同一現場に複数の警備業者の交通誘導員を配置できるよう施工計画を検討

【同一現場に複数の警備会社の交通誘導員を配置できる例】

- ・建物の入口と出口で車両動線が分かれている場合など、担当エリアが分かれており、責任の所在が明確な場合
- ・同一作業帯内に配置する誘導員を、日や週ごと等で警備業者を分ける場合

※ 具体的な事例は、現場の状況によって異なる

◆その他

- お盆期間を含むオリパラ移行期間の8月11日～24日は、大会に係る工事調整の対象期間外
- 関係者輸送ルートや競技スケジュール、練習会場等の更新に伴い、取組方針等に変更が生じる場合がある
- この基本的な考え方は原則を示したもので、都庁各局工事の実態に応じて運用するものとする

◆建設発生土の受入調整

- 海の森水上競技場に近接し、関係者輸送ルート等と施設への搬出入ルートが重複している建設発生土受入施設で、混雑緩和のために受入を調整

□ 対象期間

7月20日～8月10日、8月25日～9月6日

□ 対象工事

- 都庁発注工事のほか、以下3施設で受入等を行っている他の発注主体の工事も同様の扱い

□ 受入調整の概要

施設名	昼間の受入	夜間の受入	休業期間の対応
建設発生土再利用センター	受入・搬出中止 ※1	調整なし (受入時間: 22:00～5:00) ※3	工事の需要によって、夏季休業期間(8/13～8/16又は8/17まで)の稼働を検討 ※4
中防内側受入基地	受入中止	調整なし (受入時間: 22:00～6:00) ※3	
新海面処分場	原則受入中止 ※2	調整なし (受入なし)	

※1: (株)建設資源広域利用センター(UCR受入地)や民間事業者で代替受入

・主なUCR受入地の所在地 : 青梅・八王子、埼玉県草加・三郷 等

・UCR受入地の受入時間 : 昼間(標準: 8:30～16:30)

夜間(受入地ごとに異なる)

※2: 期間中の受入が必要な工事は個別調整を実施

※3: 施設周辺の関係者輸送ルート・夜間競技の時間等を避けて

車両の搬入・搬出を調整

※4: 日祝は通常通り休業

◆交通対策の検討に関する情報提供等

- 工事調整の具体の取組を検討できるよう、大会輸送や交通対策等に関する情報を広く提供
- 交通対策等の情報に変更等が生じた場合は、早期に提供

<主な内容>

- 関係者輸送ルート(ORN・PRN)
- 観客輸送ルート
- 重点取組地区16地区
- 会場周辺交通対策(2019.10)取りまとめ【2019年10月】
- 輸送運営計画V2取りまとめ【2019年12月】
(輸送運営計画V2案は2019年6月に公表済)
- 大会輸送影響度マップ【適宜更新】
- 企業のアクションプラン作成に向けた支援
(コンサルタントによる無料相談、TDMハンドブックの活用等)

※ 大会輸送や交通対策等に関する情報は、「2020TDM推進プロジェクト」ホームページで公表 ⇒<https://2020tdm.tokyo>

◆工事発注者や受注者団体への協力依頼

- 工事発注者(公共・民間)や、業界団体を通じて工事の受注者に対して、広く工事調整への協力を依頼

<工事発注者>

●公共事業者(国・自治体等)

都の取組方針に沿った工事調整の取組を依頼

●民間事業者【別添②】

- ・都の取組方針を準用し、区部、特に大会関係地域において、大会期間を外した工期設定・発注を依頼
- ・受注者と協力して、工事車両削減に向けた具体的な取組の検討を依頼

<工事受注者>

●建設業界団体【別添②】

- ・大会期間中に実施する工事では、混雑箇所・時間を回避した工事関係車両の移動、資材等の搬入前倒しや廃材等の搬出回数削減、現場への通勤手段の変更等を依頼

◆路上工事(道路占用工事等)の抑制【別添③】

- 広く工事調整の協力を依頼していくが、そのうち特にORN等の競技会場周辺の道路では、路上工事に伴う車線規制による混雑を回避する必要があるため、道路占用工事の事業者等に対して、路上工事抑制の協力を依頼

□対象路線

大会関係地域①の都道(車道・歩道)

- ・関係者輸送ルート(ORN・PRN)
- ・観客輸送ルート
- ・競技会場周辺(通行規制道路、迂回道路、迂回道路内)

※ 港湾局所管道路も含む

※ 国道・区市道においても同様の扱いを依頼予定

□対象期間

- ・ 昼間:全競技会場共通
7月20日～8月10日、8月25日～9月6日
- ・ 夜間:競技日程・時間によって夜間施工時間を調整

□対象工事

- ・ 都の工事のほか公共・民間すべての路上工事(道路占用工事等)が対象

※ 緊急工事や沿道建物へのライフライン供給工事、路面清掃等は除く

□その他

- ・ 路上作業(道路使用)も同様の扱いとなるよう関係機関と調整
- ・ 道路占用等の工事に係る手続きは、期間中も実施